

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	19	府省庁名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	経営者の私財提供に係る非課税措置の東日本大震災事業者再生支援機構への適用		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者にとっては、既往債務が負担となり、新規の資金調達が困難となるいわゆる「二重債務問題」が存する。この問題に対して、債権の買取り等を通じて、被災事業者の債務の負担を軽減しつつ、再生を支援することで、産業や人口流出防止の観点から被災地域の復興に資することを目的として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が制定され、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下、「震災支援機構」という。）が設立されている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>震災支援機構が支援する事業再生において「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、みなし譲渡益を非課税とする。</p>		
関係条文	租税特別措置法第40条の3の2、租税特別措置法施行令第25条の18の2		
減収見込額	[初年度]	( - )	[平年度] ( - )
	[改正増減収額]	-	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等の有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>いわゆる「二重債務問題」については、上記のとおり、震災支援機構が金融機関等の有する被災事業者の債権の買取り等を通じて、事業者の債務の負担を軽減しつつ、再生を支援することを目的として、震災支援機構が設立されている。</p> <p>震災支援機構が支援する事業再生において、経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供した場合、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税が課せられる（みなし譲渡益課税）。</p> <p>他方、地域経済活性化支援機構や整理回収機構等が支援する場合には、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供については、みなし譲渡益が非課税となり、円滑な私財提供が促進されるよう措置されている。</p> <p>震災支援機構が支援する事業再生においても、地域活性化支援機構等が支援する場合と同様、上記措置を講ずることは、被災地における事業再生を今後、より促進していくために必要な施策である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ—2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	震災支援機構による支援が行われる期間 (震災支援機構による支援決定は、震災支援機構の成立の日(平成24年2月22日)から5年以内(1年延長可)になされる。支援期間は、支援決定の日から15年以内。)
	同上の期間中の達成目標	震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。
	政策目標の達成状況	平成25年7月末時点で234件の事業者に対して支援決定済。
有効性	要望の措置の適用見込み	経営責任を求められる事業者は、本年度の実績を基に試算したところ、平成27年3月末までに約70件程度と考えられる。  【算定方法】 ① 本年度の支援決定のうち経営責任を問うた案件 7% ② 平成27年度末までの支援決定目標 1,000件
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	震災支援機構の支援による再生企業の保証人となっている経営者が「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して行う私財提供を行った場合の資産譲渡についても、その譲渡益を非課税とすることは、震災支援機構による迅速かつ確実な再生を促進する観点から非常に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災支援機構は、貸倒引当金制度の適用法人である。(法人税法第52条第1項、同法施行令第96条第4項)</li> <li>震災支援機構が関与する事業再生手続きにおいて、金融機関等が債権放棄を行う場合の欠損金の損金算入の特例措置として、資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金の優先控除が適用される。(法人税法第59条第2項、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条第1項第1号)</li> <li>東日本大震災により被害を受けた者に対して震災支援機構が行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税が非課税である。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第47条関係)</li> <li>震災支援機構が債権買取を行うに伴って必要となる担保物件の抵当権移転登記において、登録免許税の免税措置が講じられている。(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項)</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	震災支援機構の支援による再生企業の保証人となっている経営者が「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して行う私財提供を行った場合の資産譲渡についても、その譲渡益を非課税とすることは、真に私財提供が必要な事業再生の実効性を高め、震災支援機構による迅速かつ確実な再生を促進するものであり、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>なし</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>地域経済活性化支援機構や整理回収機構等が支援する事業再生において、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、みなし譲渡益を非課税とすることは、事業再生の促進や地域経済の活性化に繋がる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 25 年度税制改正において措置された地域活性化支援機構等が支援する企業に係る私財提供の特例が適用されるために必要な「一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則」が、未整備のため。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年度税制改正において、地域経済活性化支援機構や整理回収機構等が支援する場合には措置済。</p>
<p>ページ</p>	<p>19—3</p>